

「石油ガス税法基本通達」新旧対照表

(注) アンダーラインを付した箇所が改正した箇所である。

改 正 後	改 正 前
(「滞納処分」等の意義) 第14条 法第5条《<u>移出又は引取り等とみなす場合</u>》第3項に規定する次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによるものとする。 (1) 「滞納処分」とは、<u>国税徴収法(昭和34年法律第147号)第5章《滞納処分》</u>の規定に基づく滞納処分をいう。 (2) 「強制執行」とは、民事訴訟法<u>(昭和54年法律第4号)</u>等の規定に基づく強制執行をいう。 (3) 「担保権の実行としての競売」とは、<u>民事訴訟法等</u>の規定に基づく競売をいう。 (4) 「企業担保権の実行手続」とは、企業担保法<u>(昭和33年法律第106号)</u>等の規定に基づく企業担保権の実行手続をいう。 (5) <u>「企業価値担保権の実行手続」とは、事業性融資の推進等に関する法律(令和6年法律第52号)の規定に基づく企業価値担保権の実行手続をいう。</u> (6) 破産手続 破産法<u>(平成16年法律第75号)</u>の規定に基づき行う破産手続をいう。 2 法第5条第3項かつこ書に規定する「その例による処分」とは、<u>国及び公共団体の収入金等の徴収につき、国税徴収法に規定する滞納処分の例により行なう滞納処分をいうものとする。</u> 3 (省略)	(「滞納処分」等の意義) 第14条 法第5条《<u>移出または引取り等とみなす場合</u>》第3項に規定する次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによるものとする。 (1) 「滞納処分」とは、<u>国税徴収法第五章《滞納処分》</u>の規定に基づく滞納処分をいう。 (2) 「強制執行」とは、民事訴訟法等の規定に基づく強制執行をいう。 (3) 「担保権の実行としての競売」とは、<u>競売法等</u>の規定に基づく競売をいう。 (4) 「企業担保権の実行手続」とは、企業担保法等の規定に基づく企業担保権の実行手続をいう。 <u>(新 設)</u> <u>(5)</u> 「破産手続」とは、破産法の規定に基づく破産手続をいう。 2 法第5条第3項かつこ書に規定する「その例による処分」とは、<u>国その他の公共団体の収入金等の徴収につき、国税徴収法に規定する滞納処分の例により行なう滞納処分をいうものとする。</u> 3 (同左)